

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律に伴う情報の公表等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）に定めるもののほか、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事（予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって管理者の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「工事」という。）の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項等の公表について必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 法7条第1項及び令第5条第1項から第4項までの規定による工事の発注の見通しに関する事項の公表は、様式第1号により行うものとする。

2 前項の公表は、当該年度の4月に行うものとし、7月、10月、1月の四半期毎に見直しを行うものとする。ただし、災害等緊急に行うもの又は入札時期を繰り上げて行う工事については、随時作成するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 令第7条第1項の規定により公表を行う事項は次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格者名簿（様式第2号）

(2) 山口市上下水道事業建設工事競争入札参加基準に関する要綱

2 工事について令第7条第2項の規定により公表を行う事項は次のとおりとする。

(1) 一般競争入札の資格を更に定めた場合（様式第3号）

(2) 一般競争入札に参加させなかった理由（様式第4号）

(3) 指名競争入札に当該業者を指名した理由（様式第5-1号、様式第5-2号、様式第6号）

(4) 最低価格入札者を落札者とせず他の者を落札者とした理由（様式第7号）

(5) 契約締結及び変更契約の内容（様式第8号）

(6) 入札経過表（入札指名業者・予定価格の公表を含む）（様式第9号）

(入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針等に基づく公表)

第4条 法第17条の規定に基づいて制定された指針の規定等により公表する事項は次のとおりとする。

(1) 格付業者名簿（様式第10号）

(2) 山口市工事執行規則

(3) 工事請負契約約款

- (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱
- (5) 山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領
- (6) 山口市上下水道事業建設工事条件付一般競争入札事務処理要領
- (7) 山口市上下水道事業建設工事予定価格事前公表に関する要領
- (8) 山口市上下水道事業低入札価格調査実施要領
- (9) 山口市上下水道事業建設工事最低制限価格制度実施要領
- (10) 山口市上下水道事業特定建設工事共同企業体取扱要綱
- (11) 現場説明を行わない場合の入札事務処理要領
- (12) 「施工体制の適正化」に関する事務処理要領
- (13) 工事成績評定要領
- (14) 山口市上下水道事業建設工事等の入札における入札条件及び指示事項
- (15) 山口市上下水道事業建設工事総合評価競争入札実施要領
- (16) 低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領
- (17) 山口市上下水道事業請負工事監督要領
- (18) 山口市上下水道事業建設工事重点監督実施要領
- (19) 山口市上下水道事業抜き打ち検査実施要領
- (20) 山口市上下水道事業が発注する債権譲渡（地域建設業強化融資制度）の承諾に関する取扱要領
- (21) 山口市上下水道事業建設工事における元請・下請適正化指導要綱
- (22) 山口市上下水道事業工事費内訳書取扱要領
- (23) 山口市上下水道事業建設工事積算内訳書事後公表要綱
- (24) 山口市上下水道事業の発注業務に係る職員の行動指針
- (25) 山口市上下水道事業競争入札参加者心得
- (26) 山口市上下水道事業建設工事競争入札参加資格及び登録に関する要綱
- (27) 山口市上下水道事業建設工事業者格付要領
- (28) 山口市上下水道事業建設工事競争入札参加基準に関する要綱
- (29) 山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領
- (30) 山口市上下水道事業建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱（試行）要領

（公表の方法）

第5条 公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する。

2 閲覧期間は次のとおりとする。

- (1) 第2条の規定によるもの 当該年度限り
- (2) 第3条第1項及び前条の規定によるもの 通年
- (3) 第3条第2項の規定によるもの 公表後1年を経過するまで

（不正行為等に対する措置）

第6条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号) 第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、談合情報対応マニュアルに基づき公正取引委員会に通知する。

2 法第11条に該当すると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣又は県知事並びに山口市長にその事実を通知する。

(施工体制の適正化)

第7条 公共工事の施工体制の適正化のために次のことを行う。

- (1) 一括下請負の禁止
- (2) 施工体制台帳の写しの提出
- (3) 施工体制の状況の点検等

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日から施行する。